

四日市市告示第 164 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 31 日

四日市市長 森 智 広

1 収納の事務を委託する使用料

- (1) 四日市市斎場条例（昭和 45 年四日市市条例）第 6 条第 1 項に規定する使用料  
ただし、別表 1 のうち火葬場を除く
- (2) 四日市市斎場条例施行規則（昭和 45 年四日市市規則第 27 号）第 8 条第 1 項に  
規定する使用料  
ただし、別表 1 のうち火葬場を除く

2 収納の事務を行うもの

- (1) 名 称 イージス・グループ有限責任事業組合
- (2) 所在地 四日市市栄町 2 番 2 号

3 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日

（環境部生活環境課）